

策定年月	令和5年3月
見直し年月	令和6年3月

# 麦・大豆国産化プラン

産地名：市之枝営農組合・ひがしかたファーム産地、  
桑原土地営農組合産地・ファームうまきた産地

（作成主体：羽島市地域農業再生協議会）

# 1. 麦・大豆生産の現状と課題及び課題解決に向けた取組方針(R5.4月策定分)

## ●小麦(タマイズミ)

### <産地の方針>

市之枝営農組合(市之枝地区)・ひがしかたファーム(東方地区)産地では昨今の世界情勢を鑑み、小麦の国産化を推進するため、作付面積の拡大を行う。

### <現状と課題>

適期播種・・・東方地区では水稻裏作として小麦を作付けているため、適期播種期間が短く、現在の生産設備では現状からの作付拡大が難しい。

適期収穫・・・東方地区では水稻裏作として小麦を作付けているため、適期収穫期間が短く、現在の生産設備では現状からの作付拡大が難しい。

適期防除・・・市之枝地区ではオペレーター1名で小麦を作付けているため、防除作業可能期間がタイトであり、現在の生産設備では現状からの作付拡大が難しい。

### <課題解決に向けた取組方針>

地区ごとの課題解決に必要な生産設備を増強することで、作付面積の拡大を行う。

東方地区・・・播種機、収穫コンバインを導入。

市之枝地区・・・ハイクリブームを導入。

## ●大豆(フクユタカ)

### <産地の方針>

市之枝地区では昨今の世界情勢を鑑み、大豆の国産化を推進するため、作付面積の拡大を行う。

### <現状と課題>

適期防除・・・市之枝地区ではオペレーター1名で大豆を作付けているため、防除作業可能期間がタイトであり、現在の生産設備では現状からの作付拡大が難しい。

### <課題解決に向けた取組方針>

課題解決に必要な生産設備を増強することで、作付面積の拡大を行う。

市之枝地区・・・ハイクリブームを導入。

# 1. 麦・大豆生産の現状と課題及び課題解決に向けた取組方針(R6. 3月追加分)

## ●小麦(タマイズミ)

### <産地の方針>

ファームうまきた(午北地区)産地、桑原土地営農組合(大須地区)産地では、実需者の求めるタマイズミRの品質を確保するため、主に適期作業に関する現状の課題を解決する機械を導入する。

### <現状と課題>

適正な播種床形成…ファームうまきた産地では、令和6年産から約3.7倍に作付面積を拡大したが、適期播種に間に合わせるためロータリー耕を2回から1回に減らした。その結果、初期生育に遅れが生じており、肥料・除草剤の効きにムラが生じている。

適期収穫…桑原土地営農組合産地では、オペレーター1名、収穫コンバイン1名で約16haの収穫作業を行っているが、その他作物(稲・飼料作物)との作業の兼ね合いから、収穫作業を間に合わせるため、適期より早く収穫作業を開始している。

### <課題解決に向けた取組方針>

産地ごとの課題解決に必要な生産設備を増強することで、実需者の求めるタマイズミRの品質確保を行う。

ファームうまきた産地…ロータリー耕より作業能率が約3倍に向上するバーチカルハローとそれをけん引するトラクターを導入。

桑原土地営農組合産地…従来機より作業能率が約15%向上する収穫コンバインを導入。

## 2. 産地と実需者との連携方針(麦)

### 〈連携方針〉 『加工適性に優れた品質と生産量の安定を重視した「売れる麦づくり」(岐阜県産麦の振興方針より)』

岐阜県産麦の振興方針に則り、需要に即した生産の定着・拡大を進める。また、県内産の評価を高めるため、実需者の求める安定した販売量、品質を確保するために産地と行政が一体となった試験研究・現地実証等を着実に実行する。

### 〈具体的取組内容〉

①需要に即した生産の定着・拡大

・実需者の提示する需要量に即した生産量となるよう調整を進める。

②品質向上・単収向上

・実需者の求める品質・単収に向け試験研究・現地試験等を実施し、品質・単収の高位安定化を図る。

③地域に適した品種の導入

・実需者の求める品質や産地の生産状況、意見交換に基づき、岐阜県の産地に適する品種導入を図る。

実需者  
(サンミール株式会社)

・需要量の提示。

・産地における取組に対する評価等のフィードバック。

### 〈生産量と需要量〉

品種：タマイズミ (R8年産以降はタマイズミRへ切替予定)

生産者団体	現状 (R5年産)		目標 (R10年産)	
	生産量	需要量	生産量	需要量
JA全農岐阜※1	1221t	1,221t	1,313t	1,313t
内 全4産地	129.1t		177.7t	

※1) 令和6年2月22日第2回岐阜県麦民間流通地方連絡協議会資料参照。

※ 産地と実需者については具体的な名称を記載すること。

※ 麦の実需者は、麦を原料とした加工品等の製造を業とする者(製粉会社、製パン会社、製麺会社等)とする。

※ 大豆の実需者は、大豆を原料とした加工品等の製造を業とする者、大豆の販売を業とする者及びこれらの者が組織する法人その他の団体とする。

なお、販売を業とする者を実需者とする場合は、その者が販売する先(最終実需者)について、代表的な者の名称を記載すること。

※ 産地と実需者それぞれの国産麦・大豆取扱量の現状とおおむねの目標値を記載すること。

## 2. 産地と実需者との連携方針(大豆)

### 〈連携方針〉

需要に即した生産の定着・拡大を進める。また、県内産の評価を高めるため、実需者の求める安定した販売量、品質を確保するために産地と行政が一体となった試験研究・現地実証等を着実に実行する。

### 〈具体的取組内容〉

#### 産地（市之枝営農組合産地）

#### 実需者

①需要に即した生産の定着・拡大

・実需者の提示する需要量に即した生産量となるよう調整を進める。

・需要量の提示。

②品質向上・単収向上

・実需者の求める品質・単収に向け試験研究・現地試験等を実施し、品質・単収の高位安定化を図る。

・産地における取組に対する評価等のフィードバック。

③地域に適した品種の導入

・実需者の求める品質や産地の生産状況、意見交換に基づき、岐阜県の産地に適する品種導入を図る。

### 〈生産量と需要量〉

生産者団体	現状（R4年産）		目標（R8年産）	
	生産量	需要量	生産量※1	需要量
岐阜県全域	2,945t	2,945t	4,850t	4,850t
内 市之枝営農組合産地	16.1t		19.6t	

※1) ぎふ農業・農村基本計画（令和3～7年度）より引用

※ 産地と実需者については具体的な名称を記載すること。

※ 麦の実需者は、麦を原料とした加工品等の製造を業とする者（製粉会社、製パン会社、製麺会社等）とする。

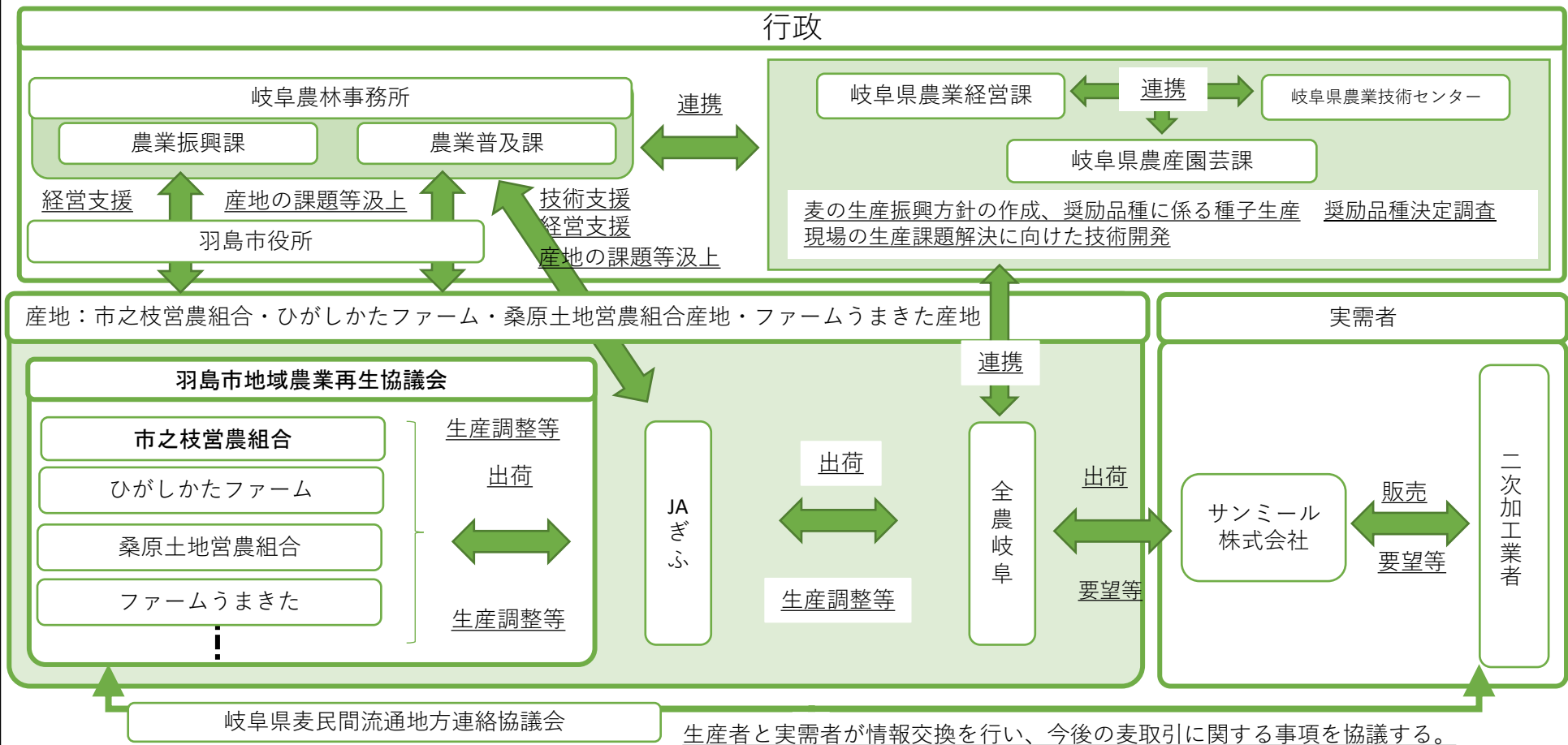
※ 大豆の実需者は、大豆を原料とした加工品等の製造を業とする者、大豆の販売を業とする者及びこれらの者が組織する法人その他の団体とする。

なお、販売を業とする者を実需者とする場合は、その者が販売する先（最終実需者）について、代表的な者の名称を記載すること。

※ 産地と実需者それぞれの国産麦・大豆取扱量の現状とおおむねの目標値を記載すること。

### 3. 麦・大豆の国産化に向けた推進体制及び各関係者の役割(麦)

#### 〈推進体制〉



#### 〈各関係者の役割〉

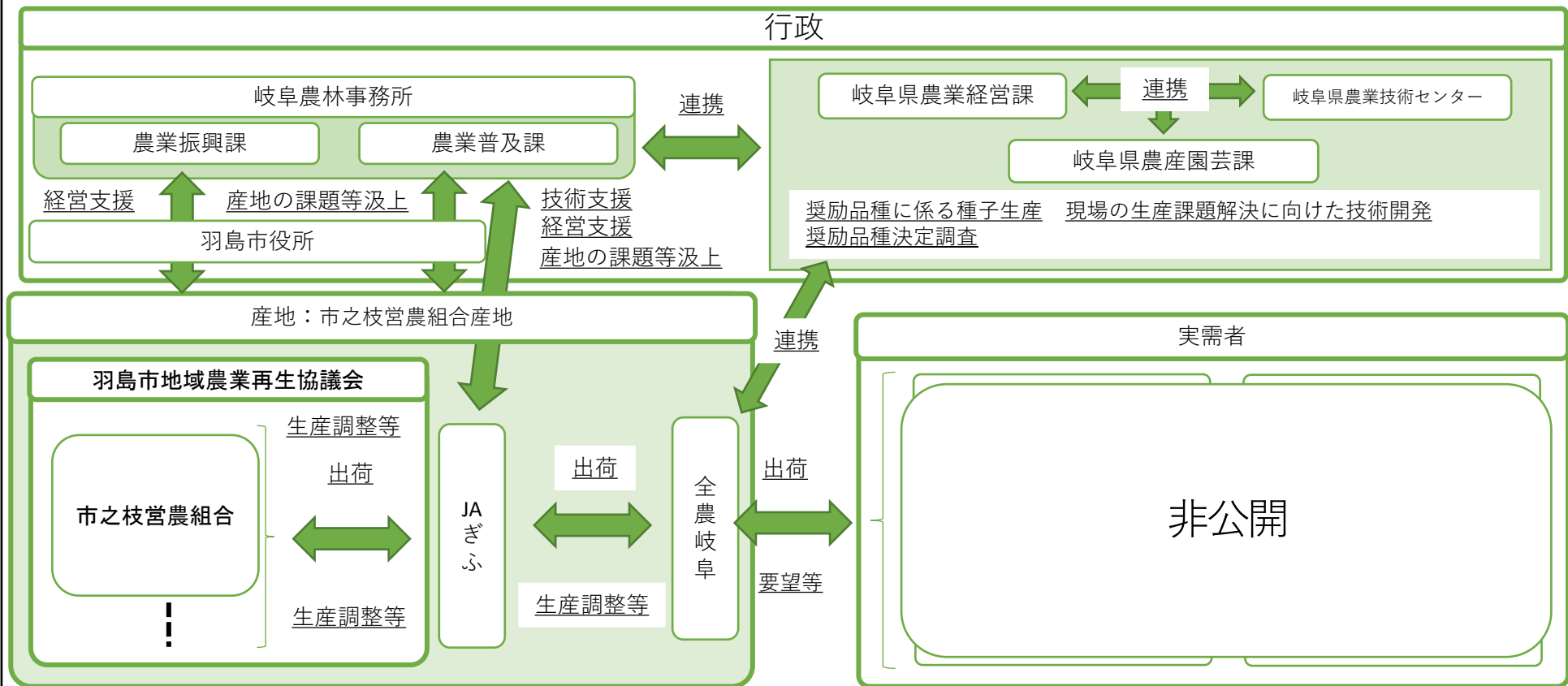
事業実施主体	農産園芸課	全農岐阜	農業経営課	試験研究機関	農林事務所
品質・収量の高位安定化に向けた機械・技術導入を行い、生産技術の高度化に努める。	麦・大豆の生産振興と水田フル活用の推進。	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産物の流通販売。</li> <li>実需者からの要望調査。</li> <li>産地との生産調整。</li> <li>産地・行政・実需者間の連携</li> </ul>	営農技術の普及指導。	品種導入、栽培技術の開発。種子生産の実施。	営農技術の普及指導。

※ 産地と実需者との連携について、図等を用いて明示すること。

※ 取組の中心となる農業者等を必ず位置付けること。

### 3. 麦・大豆の国産化に向けた推進体制及び各関係者の役割(大豆)

#### 〈推進体制〉



#### 〈各関係者の役割〉

事業実施主体	農産園芸課	全農岐阜	農業経営課	試験研究機関	農林事務所
品質・収量の高位安定化に向けた機械・技術導入を行い、生産技術の高度化に努める。	麦・大豆の生産振興と水田フル活用の推進。	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産物の流通販売。</li> <li>実需者からの要望調査。</li> <li>産地との生産調整。</li> <li>産地・行政・実需者間の連携</li> </ul>	営農技術の普及指導。	品種導入、栽培技術の開発。種子生産の実施。	営農技術の普及指導。

※ 産地と実需者との連携について、図等を用いて明示すること。

※ 取組の中心となる農業者等を必ず位置付けること。